

身体障がい者等の減免の あらしー—自動車税・自動車取得税—

熊本県



◆減免の趣旨

身体障がい者等の方が所有し、身体障がい者等の方のために使用する自動車について自動車税及び自動車取得税を減免することにより、当該身体障がい者等の方が身体障がい等を克服し積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

◆減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々、障がいの程度について等級(程度)が認定されますので、あてはまらない場合もあります。詳細は、裏面の各事務所にお問い合わせください。

障がいの区分		障害の程度		
		○身体障がい者等が自ら運転する場合(本人運転)	○身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) ○身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転 (注2))	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい		1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
療育手帳		A1, A2		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

(注1) 上肢不自由 {2級の1…両上肢の機能の著しい障がい
2級の2…両上肢のすべての指を欠く者

(注2) 専ら当該身体障がい者等の方のために、通学、通院、通所又は生業のために日常的(週3日以上)常時介護する方が運転する自動車

新 款	1 款 症	2 款 症	3 款 症
旧 項・旧 款	7 項 症	1 款 症	2 款 症

戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障がいの程度が記載されている場合は上の図により新款として判定されます。

◆減免の対象となる自動車は

◎その1(障がい者の方が所有する自動車)

自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	自動車の種類	減免台数
障がい者の方に限る。 (ただし、身体障がい者が年齢18歳未満の場合、知的障がい者又は精神障がい者で家族運転の場合は、生計を一にする者が所有(取得)する自動車を含む。)	障がい者本人 障がい者と生計を一にする者(同居) 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者(注1)	特に問わない 障がい者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業 の用に供されるもの	身体障害者手帳、戦傷・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、車検証(届出済証)、運転免許証、印かん 上記のほか ●通学のとき・・・通学証明書 ●通院のとき・・・通院証明書 ●通所のとき・・・通所証明書 ●生業のとき・・・所得証明書等 ※ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、併せて常時介護証明書が必要です。(注1)	車検証に自家用と記載されているもの	障がい者1人につき、自動車(普通/小型)、軽自動車を通じて、何れか1台に限る。
減免される税額	(1)4月1日前より、手帳、自動車を持っているとき (2)年度の途中で自動車を新規取得したとき ◎自動車取得税は全額免除されます。			※左記は、初めて減免を受ける方についての記載例です。	
即時減免	新たに取得した自動車について減免を受けられる方は、 税申告 の際、併せて減免の申請をされますと税を納付する必要がありません。				

※既に減免を受けている方で、車の買い換え等をされる場合の減免の取り扱いについては、上記と異なる場合があります。詳細は裏面のお問い合わせ先にお尋ねください。

◎その2(障がい者のために特別の仕様がされた自動車)

利用の目的	自動車の構造・種類	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	減免申請に必要な書類等	減免台数
(1)障がい者等の利用のみに供されるもの(8ナン)	●特別の仕様がなされた自動車に限る。(注2) ●自家用・事業用は問わない。	特に問わない	特に問わない	●車検証又は届出済証 ●売買契約書(写)等 ●印かん(申請書) ●車の写真(前・横・後・構造変更部分) * (1)については次も要 ●障がいの状態に関する届出書(手帳等添付) ●運行計画等の書面	(1)について台数制限あり
(2)障がい者等+障がい者以外の利用に供されるもの	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ		
(3)障がい者の運転に供されるもの	●運転装置、制御装置等に特別仕様されたもの ● 事業用自動車のみ	上記に同じ	障害者に限る		
減免される税額・税目	上記「利用の目的」の (1)に該当する場合・・・自動車税・自動車取得税の全額が減免されます。 (2)に該当する場合・・・ } 課税された自動車取得税のうち (3)に該当する場合・・・ } (特別の仕様の構造変更に要した金額×自動車取得税の税率)が減免されます。				

(注1) 単身で生活する障がい者又は障害者のみで構成される世帯で専ら障がい者のために、通学、通院、通所、又は生業のために日常的(週3日以上)に常時介護する者が運転

(注2) 「特別の仕様」とは、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等をいいます。

◆減免の手続き及び申請期間は

減免される税目	減免申請期限	減免申請先
自動車税	(1)納税通知書によって納付する場合 納期限の翌日から起算して 30日 を経過する日まで (例)納期限が5月31日のときは、6月30日まで となります。 (2)証紙によって納付する場合(新規登録等) 証紙徴収の行われた日の翌日から起算して 30日 を 経過する日まで	●自動車税事務所 ●次の各広域本部 (課税課又は税務課) ・県央広域本部 ・県北広域本部 ・県南広域本部 ・天草広域本部
自動車取得税	登録(申告)の日の翌日から起算して 30日 を経過する日 まで (例)登録(申告)が7月1日のときは、7月31日まで となります。	上記に同じ

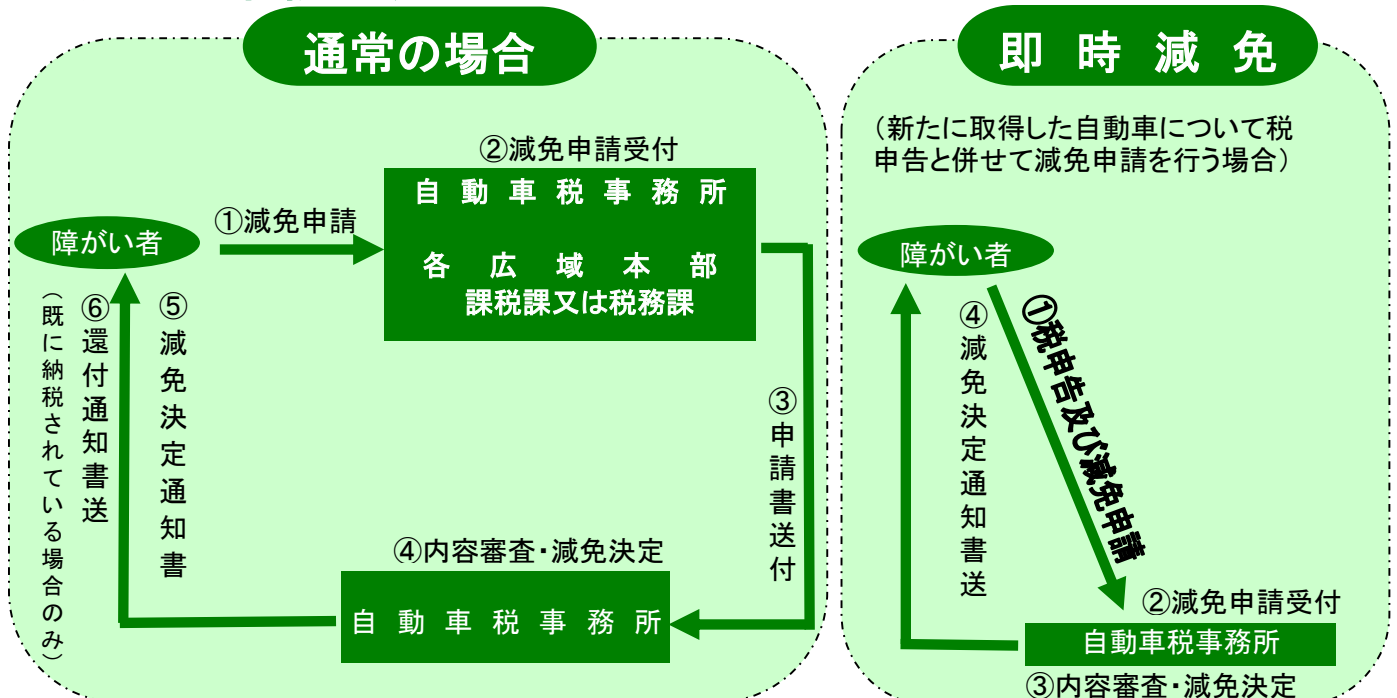
※軽自動車にかかる減免は

自動車取得税……各広域本部課税課若しくは税務課、又は自動車税事務所へ
 (県の税金) 提出してください。

軽自動車税……各市町村の税務課へ提出してください。
 (市町村の税金)

※申請期限日が、土・日・祝日にあたるときは、これらの日の翌日が期限日となります。

◆減免の事務の流れは



減免申請・お問い合わせは

※平成25年4月1日から組織再編により次のとおり変更になっています。

事務所名	所在地	電話番号	郵便番号
自動車税事務所	熊本市東区東町4丁目14-37	096 368-4020(代)	862-0901
熊本県 県央広域本部 課 税 第 一 課	熊本市中央区南千反畑町4-33	096 352-4111(代)	860-8570
熊本県 県北広域本部 課 税	菊池市隈府1272-10	0968 25-4124(直)	861-1331
熊本県 県南広域本部 課 税	八代市西片町1660	0965 33-3180(直)	866-8555
天草 広 域 本 部 税 務 課	天草市今釜新町3530	0969 22-4239(直)	863-0013

—お願い—

減免されている車で、申請された内容・住所などについて変更が生じたときは、必ず申告してください。

